答 申 書

「小金井市における市民協働及び(仮称)小金井 市市民協働支援センターのあり方等について」 ~市民協働の推進に向けて~

平成24年3月 小金井市市民協働のあり方等検討委員会

目 次

は	ごめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••1
Ι	今なぜ市民協働なのか	 2
П	市民協働に関する小金井市の実態等 し 制度や条例等に見る小金井市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···3
	3 市民協働に関する小金井市の方針等····································	$\cdots 5$
Ш	市民協働の定義、意義及び原則———— 1 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···6
IV	市民協働を推進するための制度的条件整備 協働専担課の設置と専門担当職員の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···8 ···8 ···9 ··11
V	市民協働を推進するための環境整備————————————————————————————————————	··13 ··13 ··14

VI	協働事業における契約のあり方等16
1	1
2	協働事業の特徴等・・・・・・16
3	現行契約制度の問題点・・・・・・・・・・・・・・・・17
4	
5	
6	協働事業における契約等のあり方・・・・・・・・・・・・・18
7	1447 — H. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
8	協働契約書の実現に向けて・・・・・・・・・19
VII	(仮称) 小金井市市民協働支援センターのあり方等————20
' 1	(仮称)小金井市市民協働支援センターの設置・・・・・・・・・・・20
2	
3	
4	
5	
6	
7	
市民	:協働の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
【付	·属資料】
1	
2	212 () ()
3	
4	
5	
6	
7	協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書

はじめに

これまで公共的なサービスは多くが行政に期待されてきたが、社会経済状況が大きく変化し、複雑、多様化した地域課題・市民ニーズに対して、行政だけでは対応が困難になってきている。このような中で小金井市市民協働のあり方等検討委員会(以下「検討委員会」という。)は、平成22年7月、小金井市長から別紙のとおり諮問を受けた。

検討委員会では、この諮問に応えるためには、まず小金井市における市民協働の実態を把握する必要があると考えた。そこで、市民協働に関する小金井市実態調査小委員会を設置し、小金井市の全課に対してアンケート調査を実施するとともに、市民協働に関係の深い15課に対してヒアリング調査を実施し、その結果をもとに議論を進めてきた。

これらの調査から、職員の協働意識が全体的に十分とは言い難く、また、市 民協働を推進する制度や仕組みが整備されていない、市民活動団体等が行政と 協働しやすい環境が整っていないなど、多くの問題点があることが明らかになった。そして、このままでは小金井市は他市に後れをとってしまい、新たな地 域課題や多様な市民ニーズに対応できなくなる恐れがあるということであった。

このような小金井市の状況を踏まえ、先進市や国の動向等を含めて市民協働 のあり方について幅広く検討したほか、協働事業における契約のあり方等検討 小委員会を設置し、現行契約の問題点やあるべき姿を検討した。

本答申は、市民協働の推進が、行政サービスのあり方や行政と市民の関係を大きく変える要素になり得るとの共通認識のもとに、33回に及ぶ委員会(検討委員会11回、2つの小委員会16回、起草委員会6回)や施設見学(2施設)、市民懇談会(2回)を経てまとめた集大成である。

I 今なぜ市民協働なのか

日本の社会は今、大きな構造変化のただ中にある。人類がかつて経験したことがない少子高齢社会を迎え、さまざまな地域の課題、ニーズが増大する一方で、国や地方公共団体の財政が悪化の一途をたどり、限られた財源や人材の下で、従来型の行政だけでは地域を支えきれない現実が出ている。行政システム等の社会システムがいわゆる制度疲労を起こし、十分に機能しなくなっていることを直視すべきである。

加えて2011年3月11日の東日本大震災、それに続く福島原発事故がも たらした未曾有の被害は、これまでの安全神話を根底から打ち砕いた。自分た ちの社会は自らが守る、その意識がかつてない高まりを見せている。

小金井市においてもさまざまなNPO、ボランティア団体が福祉や環境、消費者保護、さらにまちづくりの分野においても多様な活動を展開し、年々広がりを見せている。しかし、財源や人材の面からみても、市民だけの活動ではもとより限界がある。行政と市民とが手をつないで、地域が求める公共的なサービス、課題の解決にあたることが一層求められる時代となった。

それは厳しい財政を補完する「安上がりの行政」の実現のためではもとよりない。市民が参画することで、地域のニーズをいち早くとらえ、きめ細かいサービスを提供できるからである。行政と市民とが連携、協力して地域の課題解決にあたるという「協働」の意義がここにある。また、行政と市民が協働することにより、行政システムが大きく転換する要素ともなり得るものである。

協働を円滑に進めるためには、まず行政がこれまでの手法、意識を洗い直し、 市民を対等のパートナーとして位置づけることである。さらに、市民側の意識 改革も求められる。そのためのさまざまな制度の改革、整備も必要である。何 より、市民協働が今なぜ必要なのか、市民協働の意義について行政と市民とが 共有することがまず出発点となろう。

Ⅱ 市民協働に関する小金井市の実態等

1 制度や条例等に見る小金井市の現状

- (1) 小金井市においては、未だ市民協働に関する制度や仕組みが整備されていない。また、協働推進専門担当課(以下「協働専担課」という。) や小金井市と隣接している7市すべてがすでに設置している市民協働(活動) センターも未設置である。(平成21年9月、小金井市市民協働支援センター準備室が設置されたことは、一歩前進である。)
- (2) 小金井市市民参加条例(平成16年4月施行)では、第1条(目的)に 「市民の市政への参加及び協働についての必要な事項を定め」としている が、協働に関しては第24条(市民と市との日常的な協働)及び第25条 (活動拠点の設置)で規定しているのみであり、条例を根拠にした市民協 働の制度の確立や施策の推進が十分なされていないのが実態である。
- (3) 平成20年2月に小金井市協働推進基本指針を策定し、「この指針をもとに市民が暮らしやすい『協働のまちづくり』を目指していきます。」としている。市民協働の推進に向けて具体的にどのように施策を展開していくかが、今後の課題である。

2 市民協働に関する小金井市実態調査結果

検討委員会では、市民協働に関する小金井市実態調査小委員会を設置し、 答申に向けての貴重な資料を得るため平成22年8月~11月、小金井市の 実態調査を実施した。(別紙報告書参照)

(1)調査の概要

- ア 小金井市の全52課にアンケート調査を実施した。その結果に基づき 市民協働に関係の深い15課を選定し、ヒアリング調査を実施した。
- イ アンケート調査は、全体調査票(①今なぜ市民協働が必要か、②市民協働についての意見・課題など)、A調査票(現在実施している協働事業)、B調査票(現在市が単独で実施している事業で、今後協働事業として実施したい事業)、C調査票(今後(将来)実施したい(又は実施を検討したい)協働事業)に分けて、回答を求めた。
- ウ ヒアリング調査は、①市民協働を推進するための条件整備、②市民に 求めたいこと、などのほか、各課が回答した協働事業の内容、課題等に ついて聴き取りをするとともに、意見交換を行った。

(2) 協働事業の実態

ア アンケート調査の結果、A調査票では70事業、B調査票では5事業、

- C調査票では4事業について回答があった。もっと多くの事業が協働事業として挙がってくることが期待されたが、上記にととどまった。事業に携わっている市民活動団体等は協働事業と認識しているが、職員は協働事業と認識していない事業がまだ数多くあると思われる。
- イ 現在実施している協働事業 (70事業) については、市民協働の原則 (6・7ページ参照) をできるだけ取り入れ、さらなる充実を図るべき である。
- ウ ヒアリング調査では、本検討委員会委員と職員との間でも協働事業に ついての認識の違いが明らかになった。

(3)職員の認識等

- ア 市民協働の制度や仕組みが整備されていないことなどを背景に、市民 協働についての職員の認識、理解等が必ずしも十分ではない。
- イ 職員間でも、市民協働の認識に大きな違いがある。市民協働の意義を 的確にとらえ、市民協働を推進しようという意欲的な職員も見られたが、 全体的には職員の協働意識は十分とは言い難い。
- ウ 市民協働についての職員の認識が深まることにより、多くの事業に市 民協働の考え方を取り入れ、市民協働のメリットを生かすことができる と考える。

(4) 実態調査のまとめ (課題等)

- ア 全体的に職員の協働意識が十分でない原因の一つは、従来の行政手法では対応が困難になっているという危機意識が浸透していないからであると思われる。市民協働の意義や、今なぜ市民協働の推進が必要かなどについて、職員研修等をさらに充実させ、職員の協働意識の向上(意識改革)を図ることが望まれる。
- イ 子育てや高齢者の支援など、行政だけでは対応が難しい緊急の課題が 多くある。また、現在市が単独で実施している事業にも、協働事業とし て実施した方が効果的だと思われる事業もあることが分かった。地域で 公共的な役割を担おうという意欲と能力のある市民が増加しており、そ の力を大いに活用していくべきであろう。そのため今後、市民協働を推 進するためのルールや仕組みづくりなどにより、市民と行政が協働しや すい環境を整備することが必要と考える。
- ウ 市民協働は手段であって目的ではない。協働事業にふさわしい事業に は今後積極的に市民協働の手法を取り入れることにより、市政のさらな る充実を望むものである。

3 市民協働に関する小金井市の方針等

第4次小金井市基本構想・前期基本計画(平成23年4月策定)の基本理念に、「参加と協働」が挙げられるなど、市民協働は小金井市のまちづくりの基本姿勢に位置付けられている。具体的には、次のとおりである。

- (1) 小金井市協働推進基本指針(平成20年2月策定)
 - ア 「小金井市におけるNPOに関する施策の基本方針」(平成12年3月 策定)に引き続き策定された、小金井市の協働推進に関する基本指針で ある。
 - イ 「はじめに」で「この指針では小金井市が市民活動団体等との協働を 推進していくための基本的な考え方をまとめました。」としているとおり、 指針は小金井市の目指す方向である。
 - ウ この基本指針に加え、本答申が具体的な各種施策を提案したことにより、市民協働が強力に推進されることが期待される。
- (2) 小金井市第3次行財政改革大綱(平成22年5月策定)
 - ア この大綱の目的を、「『市民協働』『公民連携』等を基本原則として、自立した行政経営の確立を図り、市民満足度の向上を目指します。」としている。
 - イ 「改革の方向性」の「4 行政サービス改革」では、「公と民との役割 分担を見直した上で、『市民協働』『公民連携』推進の観点から、適切な NPO等支援、民間委託、指定管理者制度、PFI、民営化などの取組 を進めつつ、行政サービスの維持・強化を図ります。」としている。
 - ウ 後段の「実施項目計画表」には、第3次行財政改革の対象事業として 77事業が挙げられている。それらの内「市民協働」「公民連携」の基本 原則に従い見直すことが適切な事業ついては、それに従い見直すとの方 針を示したものと言える。
- (3) 第4次小金井市基本構想·前期基本計画
 - ア 第4次小金井市基本構想・前期基本計画を貫く基本理念の一つが「参加と協働」である。このため、「社会潮流と小金井市の現状(特徴と課題)」、「まちづくりの基本姿勢」、「小金井市の将来像」の重点施策など多くの項目に「参加と協働」が登場する。
 - イ 第4次小金井市基本構想は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とし、「市政活動の総合的かつ計画的な取組の指針」となるとともに、「市民、団体及び事業者が、地域社会において活動する際の指針」となるものである。
 - ウ 行政施策の最上位計画である基本構想・基本計画の基本理念に、「参加 と協働」が挙げられた意義は大きい。

Ⅲ 市民協働の定義、意義及び原則

1 定義

市民協働とは、「市民活動団体等と行政が、地域の課題や社会的な課題の解決という公益性を持つ共通の目的のために、お互いの特性や立場を尊重しながら、それぞれの役割と責任に基づき、対等な関係のもとで協力して活動すること」を言う。

なお、本答申で「市民活動団体等」とは、次の団体を言う。

- (1) NPO等(特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体、町会・自治会、協同組合など)
- (2) 公益法人等(社団法人、財団法人、社会福祉法人、医療法人など)
- (3) 教育・研究機関
- (4)企業の社会貢献部門

2 意義

- (1)市民は、自らが担い手となることで、地域の潜在的な課題を掘り起こし、 多様なニーズに対応できる柔軟できめ細かいサービスを受けられる。
- (2) 市民参加による自治の意識が高まり、地域全体の力が向上する。
- (3) 行政の透明性と効率性を高められる。
- (4) 行政と市民活動団体等の相互理解や信頼関係が強まり、よりよいまちづくりにつながる。

3 原則

市民協働の原則を次のとおりとし、協働推進の共通のルールとする。

- (1) 対等な関係の確立 対等な関係を確立し、相互の自主性を尊重する。
- (2)目的の共有 それぞれが協働によって達成しようとする目的を共有することが重要、 かつ不可欠である。
- (3) 相互理解 お互いの特性と立場を理解し、尊重し合う。
- (4) 役割分担と責任の明確化 共通する課題の解決に向け、役割分担と責任の所在を明確にする。
- (5) 時限性

協働事業については一定年限をもって評価し、さらに継続するかどうかは、改めて検証する。

(6) 公開と客観性の確保

協働のプロセスや成果を積極的に公開する。第三者による成果の検証、 評価も行い、客観性、透明性も確保する。

Ⅳ 市民協働を推進するための制度的条件整備

1 協働専担課の設置と専門担当職員の配置

- (1) 市民協働を推進していくためには、協働専担課の設置と専門担当職員の 配置が不可欠である。
- (2)協働専担課は、庁内の関係部署を横断的に調整を行うための専門の部署 として位置付けるとともに、協働に関する一定の権限を持たせておかない と十分な機能が発揮できない。そのため、総合調整機能を有する部に設置 することが望ましい。
- (3) 協働専担課は、行政執行に関する法令等を熟知しておくことは当然のこととして、中間支援組織と緊密な連携を図りながら、市民活動団体等の特性を生かして協働事業を柔軟かつ効率的に推進するコーディネーション機能を有する職員を配置しておくことが必要である。
- (4)職員は市民活動団体等と直接企画等を行う通常の常勤職員の他に、専門的知識を有する有識者等を配置することも有効と考えられる。

2 庁内の協働推進組織の設置

庁内に、関係部長職者等で構成する協働推進組織を設置し、協働推進施策の総合調整等を行う。なお、このような庁内組織は、従来ともすれば問題点を指摘し合う場となりがちであるが、知恵を出し合ってそれらの問題点を乗り越え、市民協働を強力に推進する組織にするべきである。

3 新たな制度化の必要性

- (1) 市民生活が多様化している今日、行政だけではとりくみ難い課題や方法 もある。そのためには、市民活動団体等が有する創造性と柔軟性のある取 り組み方法等を生かし、双方からの協働企画を期待するところである。そ こで、新たなシステムと考え方を取り入れていくことが重要である。
- (2) 市民と行政が協働していくためには、市民生活から見える課題と新たな 創造的な実践方法などによる提案に期待しているところである。それだけ に行政が積極的に受け止め、従来のシステムを変革して協働していく姿勢 と制度化が必要である。
- (3) 具体的には、①協働事業提案制度の創設、②協働推進に関する条例の制定、③第三者委員会の設置、④助成制度の創設、を提案する。

4 協働事業提案制度の創設

- (1)協働事業提案制度は、市民の身近な地域課題や生活上の課題を政策提案し、実践していくものである。
- (2)協働は市民活動団体等に対する支援でもなければ後援でもない。地域課題や生活課題を市民活動団体等が有している特性を十分に生かし、行政施策に合致している事業を対等な立場で推進することである。そのため、従来の委託とも異なる領域である。実践するプロセスにおいて行政も従来の制度的枠組みから脱し、柔軟に対応しながら、目的を達成させようとするものである。
- (3)協働事業提案制度として、市民から提案する市民提案型協働事業と、行政から提案する行政提案型協働事業を創設すべきである。
- (4) 提案された事業が協働事業にふさわしい内容かどうかは、外部委員等による審査会において十分に協議できるシステムが必要である。中には、市民活動団体等が、何らかの財源が必要な背景から提案する場合も考えられる。その場合は、支援でよいと判断できるものもある。また、行政が一方的に、いわゆる「丸投げ」をしてしまうこともある。これを防ぐためにも外部委員等による審査機能を持つ委員会が必要である。
- (5)協働事業提案制度の対象事業は、新規事業だけではなく、現在市が実施 している事業を協働事業として実施することを含めて、行政側、市民側双 方から提案できるようにすることが重要である。

(6) 協働事業の要件

【市民提案型・行政提案型の共通要件等】

市民提案型、行政提案型のそれぞれの協働事業においても、次の共通した要件は整えておくべきである。

- ア 身近な地域課題等であり、課題解決にふさわしい企画であること。
- イ 市民活動団体等が創造的、開発的、主体的に取り組むことのできる企 画であること。
- ウ 協働事業提案制度による協働事業を別枠で予算化する場合は、将来的 に一般予算の中で継続して予算化ができるよう努力すること。
- エ 事業を執行するにあたり、必要な人件費が組み込まれることが可能に なっていること。
- オ 民間財源等を含めた資金活用ができること。
- カ 応募方法と内容、審査、結果報告、活動報告等が常に市民に公開されていること
- キ 行政及び市民活動団体等の双方から、協働したことによる評価がされること。

- ク 協働事業により得られた成果 (著作権等) は、協議により市民活動団 体等にも帰属させることができるとするか、または双方に帰属すること を契約等で明確にしておくとともに、従来市民活動団体等が所有している著作権等は、そこから生ずる果実においても尊重されるようにする必要がある。
- ケ 事業内容によっては、一定の成果を見るには3~5年を要する事業もある。その場合は、複数年契約を認めるようにする。(債務負担行為の活用)
- コ 市民活動団体等は財政的にも脆弱なため、後述するように前払い方式 や経営努力が報われるような精算方式を認めるなど、契約書や仕様書な どの作成に十分配慮をしたシステムにすることが重要である。
- サ 協働事業提案制度を効果的に運営していくためには、後述するように 新たな条例制定による制度化をはじめとして、規則、指針、マニュアル などによる職員の周知徹底が必要不可欠である。

【市民提案型の要件等】

身近な地域課題等について、市民活動団体等から提案するための条件を 整えなければならない。

- ア 市民活動団体等として常に活動を積極的に公開し、市民に共感が得られるよう努力をしていること。
- イ 協働することにより、当該市民活動団体等の周知や会員の拡大など運 営基盤の強化になるよう努力すること。
- ウ 財政的保証として、間接費等を契約金額に応じて一定割合とすること を定めておくことも必要である。
- エ 市民活動団体等にとって、時として自分たちの活動のための活動になりがちであるが、この協働事業提案制度による協働事業は、市民にとって、または地域にとって、公共性があることを忘れてはならない。
- オ 企画提案事業が市民活動団体等の独りよがりにならないよう、市民活動団体等自身が確実な実践力を高めていく努力も必要である。

【行政提案型の要件等】

- ア 行政の多岐にわたる事業は専門性が高い内容のものも多くあるが、行 政が地域課題等にすぐに対応できない場合や、行政が行うより緊急的に 効率的に対応できるなどの場合は、創造的に、そして柔軟性をもって、 積極的に提案する。
- イ 提案にあたり双方の役割分担を明らかにして、いわゆる「丸投げ」的 な委託にならないよう工夫することも必要である。

ウ 協働事業提案制度による協働事業は、新たな地域課題等に対応するために行われているのが先進市の一般的な事例だが、前述したとおり現在市が実施している事業も協働提案事業の対象とされるのはいうまでもない。

5 市民協働推進に関する条例の制定

- (1) 市民協働を推進するためには、従来の行政システムだけで十分機能する とは考えられないことは、これまで述べてきたところである。そのために 従来の行政システムを補完し、市民協働を効率的、効果的に実施する上で も新しいシステムを創出して、補強しておかなければならない。
- (2) 市民協働に関する新しい制度や仕組みを創出するためには、それらを根拠づけるための協働推進に関する条例、規則の制定が最も効果的であり、望ましい。その場合当然、関連する条例、規則の改正が必要となる。
- (3) 市民協働推進に関する条例には一般的に、協働の定義・意義、協働の原 則やルール、行政の義務、市民の権利及び義務、協働事業提案制度など協 働に関する制度や仕組み、権限を有する第三者委員会の設置、協働事業に おける契約(協定)のあり方、市民活動団体等に対する支援策などの重要 事項を規定することになると思われる。
- (4)協働事業における契約のあり方については、別の項で詳しく述べている。

6 外部委員等で構成する市民協働推進委員会等の設置

- (1)協働事業を推進していくためには、その目的の合理性、方法の的確性、 費用対効果などを総合的にみて、当該事業を協働事業として実施すること が真に市民にとって適切かどうか、また、当該協働事業を当該団体に担当 させることが適切かどうかを判断・評価する必要がある。さらに、事業開 始後や終了後においても、その進捗状況や結果を含めて評価する必要があ る。それについては、行政側及び市民活動団体側がそれぞれ評価すること は当然であるが、外部委員等で構成する市民協働推進委員会等(以下「第 三者委員会」という。)による判断・評価が行われることが必要である。 そのために第三者委員会の設置が不可欠である。
- (2) とりわけ行政が現在実施している事業について、その評価を含めて協働 事業に適した内容のものであれば協働事業の対象にすることを提言することも、第三者委員会の重要な機能である。
- (3)協働事業を推進するための環境整備や制度の整備などを提案することも、第三者委員会の役割である。
- (4) 第三者委員会は、協働に関する方針、協働事業の審査、評価等について

- 一定の権限を有するために、条例の中に位置づけておくことは当然である。 また、委員も有識者、市民等による構成が確保されなければならない。も ちろん、一定数の公募市民を確保しなければならない。
- (5) 第三者委員会の状況は常に公開しておくことはもちろんのこと、委員会 の判断が硬直化しないよう、委員の再任回数の限界を定めておくことも重 要である。

7 市民活動団体等が行う公益的な事業に対する助成制度の創設

- (1) 現在、小金井市社会福祉協議会が市民の募金等を財源に「さくらファンド」を設立し、公益的な事業を行う市民活動団体等20数団体に助成金(年額約100万円)を支給し、福祉やまちづくりの推進等に効果を挙げている。
- (2) 小金井市は、現在の補助金制度等との関係を整理した上で、市民活動団 体等を育成・強化する趣旨を含めて、市民活動団体等が行う公益的な事業 に対する助成制度の創設を検討する必要がある。

V 市民協働を推進するための環境整備

1 市職員の協働意識の向上

- (1)職員の協働意識が全体的に十分とは言い難いことは、前述したとおりである。
- (2) 市民協働は、前述したとおり第4次基本構想・前期基本計画や第3次行 財政改革大綱など、小金井市の重要な計画等に基本理念として位置付けら れている。市職員はそれらの状況を踏まえ、市民協働の推進はもはや欠か すことのできない業務の一つであり、重要な義務だと再確認する必要があ る。
- (3) もちろん研修等も必要で、そのプログラムの充実は図らなければならない。それも座学だけでは効果が限定的であり、先進市の例のように職員を一定期間市民活動団体等に派遣することを含めて、活動現場での研修もぜひ取り入れるべきである。さらに研修後のレポート作成等、さまざまな工夫も不可欠と思われる。
- (4) 最も大切なことは、職員一人ひとりの意識改革であると考える。決められたことをやるだけではなく、現在行っている事業を協働の視点から見直すなど、積極的に協働と向き合うことで意識改革が図られることになる。 その仕組みも含めて、職員全てが自ら考えなくてはならない。

2 市民、市民活動団体等の協働意識の向上

- (1) 小金井市は市民活動が非常に活発である。サークルのように趣味として 楽しむ場合を別にして、その市民活動が公共性を帯びている場合、行政と 手を組むことができないか、という方向で考えることが近年増してきてい る。
- (2) 行政と市民活動団体等との協働を推進するためには、市民活動団体等自身が協働意識を向上させるとともに、業務の遂行能力を高める必要がある。 そのためには、市民活動団体等の立場だけを考えるのではなく、行政の立場も理解しようと努めることが必要である。それにより、相互理解が深まり、市民協働の推進につながっていく。
- (3) 市民活動団体等自身がその公共性についてきちんと検証すべきなのはもちろん、行政とともに事業を行うことについて、業務遂行能力や費用対効果を含めてよく検討する必要がある。市民活動団体等がきちんと自立をし、内部統制がよくとれていて初めて、行政と対等の立場でやりとりができるということを認識しなくてはならない。

3 協働の担い手としての町会・自治会及びその活性化

- (1) 町会・自治会は、地域のつながりのまとめ役としての歴史も長いため、地域についての情報も多く、長い間市民と行政の間をつなぐ存在として位置付けられてきた。その意味も意義も大きく、市民協働を考える上で欠かすことのできない団体である。しかし、時代の流れとともに、古くから住み続けている住民だけではコミュニティが成り立たなくなってきているほか、古くからのシステムに若い世代がなじみにくいという問題も抱えている。また、高齢者のみの世帯の町会・自治会からの退会も少しずつ増加しており、新しい問題を抱え始めている。さらに、世の中の経済状況から共働きも増え、男女を問わず地域のことはよく分からないし興味もないという住民も増しており、その担い手は減ってきているのが実態である。
- (2) 一方、東日本大震災を受けて、地域コミュニティの必要性・重要性が増してきている。災害弱者と言われる人たちから物理的に一番近いのも地域住民であり、その情報は貴重である。この利用については近年個人情報保護法との絡みもあり、今後の課題と言える。
- (3) 町会・自治会をどのようにして再び活性化させ、地域コミュニティの核として、また市民協働の担い手として機能させることができるか、十分検討する必要がある。例えば、①協働専担課を設置した後、所管を現在の広報秘書課から協働専担課に移管する。②地域の課題解決のため協働事業を積極的に担ってもらう、ことなどを検討してはどうか。また、活発な活動をしている市民活動団体等と町会・自治会との関係も今後、まちの活性化のために新しく構築していくことが望ましい。

4 市民活動団体等のリスト化

- (1) 団塊の世代が地域に戻ってきて、市民活動や余暇活動等に参加を希望する市民が増え、また、行政側からも協働相手の把握、市民活動団体等へのイベント等の周知の手段が求められていた。このような背景から、市内にどのような団体が存在し、どのような活動をしているのかを簡便に検索することができるリスト化が、課題となっていた。
- (2) そこで現在、市(担当:コミュニティ文化課)とNPO法人が協働して 市民活動団体等のリストを作成中である。市の各課が保有している市民活 動団体等の情報を集約、冊子化し、市ホームページでも閲覧できるように する。平成23年度末に完成し、公開する予定である。
- (3) これによって、市民側からも行政側からも市民活動団体等へのアクセス が容易になり、今後の市民活動の活性化、市民協働の推進が期待される。 また、市民活動団体等間の情報交換によって、将来的にはネットワーク化

- の促進にも寄与することが考えられる。今年度発足した小金井子育て・子 育ち支援ネットワーク協議会は、とても良い事例になると思われる。
- (4) 今後は、掲載団体のさらなる増加とより利用しやすいリストを目指して管理していくことが望まれる。

VI 協働事業における契約のあり方等

1 市民協働と現行契約制度

- (1) 前述のとおり、行政と市民活動団体等とのあり方が変化している中で、 実際の契約に当たっては、この新しい関係を十分に生かすものとはなって いない。現行契約制度が、市民協働の推進にとってむしろ阻害要因になっ ていると言っても過言ではない。現行の法体系に、「協働」の意義や法的な 位置付け、仕組み等が規定されていないために起こった「ヒズミ」と言え る。
- (2) その「ヒズミ」を是正するために、現行法の改正を含めて協働に関する 制度の構築等が期待される。「新しい公共」の概念のもと、市民協働が大き な流れになってはいるが、法改正にはまだ相当の時間がかかると予想され る。
- (3) 本検討委員会では、協働事業における契約のあり方等検討小委員会を設置し、専門家を招いて意見交換をしたほか、国や先進市の動向等を含めて、協働事業にとっての現行契約制度の問題点や契約のあり方を検討してきた。 (別紙報告書参照)
- (4) ここでは、国の動向や先進市で行われている事例を参考に、現行法のもとでも可能と思われる方策を提案する。なお、協働事業に係る契約は委託契約だけではないが、ここでは委託契約を中心に述べる。

2 協働事業の特徴等

- (1) 行政も市民活動団体等もそれぞれ単独ではできない事業が多くなり、お 互いの特性を生かして協働事業として実施していく必要性が高まっている。
- (2) 協働事業の相手方である市民活動団体等は、公益性・非営利性の高い団体であり、一般的に財政基盤が脆弱である。
- (3) 協働事業においては、行政と市民活動団体等は対立関係や下請け関係ではなく、協力関係であり対等な関係である。
- (4)協働事業は従来の委託事業等とは異なり、新しい公共サービス領域である。そのため、行政と市民活動団体等は、企画立案の段階から事業目的等を共有しながら成果を挙げていく、従来の契約の概念にはない取り組みが必要である。
- (5) 協働事業の相手方の選定に当たっては、経済性を重視した価格競争ではなく、事業成果等を含めて総合的に評価した選定方法が求められる。

3 現行契約制度の問題点

- (1) 1でも触れたとおり、現行の契約に関する法体系は「協働」や「協働事業」を想定していないため、協働事業についての法的な配慮がなされていない。
- (2) 地方自治法により、契約の相手方の選定方法は一般競争入札が原則であり、随意契約等については、政令の定める場合に該当するときに限り行うことができるとされている。(契約に関する現行制度は、公平性、経済性を最も重視していると言える。)そのため、市民活動団体等が契約の相手方となる機会が少ない。また、契約の相手方となった場合でも、市民活動団体等のノウハウや特性が発揮されにくい。(協働事業の長所が発揮されにくい。)
- (3) 行政と契約の相手方である市民活動団体等の対等性が確保されていない。
- (4) 仕様書はもっぱら行政が作成し、契約の相手方である市民活動団体等は 仕様書に従い忠実に委託業務を履行すればよい、という関係になっている。 そのため、市民活動団体等がノウハウを生かしたり、様々な工夫をして公 共サービスの質的向上を図ろうという意欲も生まれにくい。
- (5) 役割分担があいまいである。(責任の所在があいまいである。)
- (6) 協議の機会が保証されていない。
- (7) 事業により得られた成果(著作権等)は、行政に帰属するとされている ため、市民活動団体等が他に活用できない。
- (8) 1年契約が原則であり継続して契約する保証がないため、市民活動団体 等が安定的、意欲的に取り組む阻害要因になっている。従業員の雇用、処 遇、教育面でも切実な問題である。
- (9) 契約金額の積算根拠に、事業の実施に必要なだけの間接費等が認められていない場合もある。

4 先進市の動き

- (1) 先進市では、協働事業提案制度などにより、一定の要件のもとで協働事業として位置付ける制度を実施している。そして、協働事業として位置付けられた事業の契約については、委託契約のほか協定(役割分担表等付き)の締結により、できるだけ対等性等を確保し、協働事業の効果を挙げる試みがなされている。
- (2) また、委託契約を締結しないで、協定書をもとに協働事業を実施している市も、徐々に出てきている。

5 国の動き

- (1) 国が設置した「新しい公共」推進会議の「政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会」は平成23年7月、「政府と市民セクター等との関係のあり方等に関する報告」をまとめた。この中で、国や地方自治体のとるべき対応として、①多様な担い手の参画、②適切な担い手の選定、③適切な契約のあり方、④適切な積算・支払のあり方、などを提案している。
- (2) この提案に対して、政府として多くの項目について提案の趣旨に従い一 定の対応をするとともに、地方自治体に対して同様の取組を行うよう促す、 などとしている。(別紙報告書中参考資料参照)

6 協働事業における契約等のあり方

協働事業の特徴を考慮した場合、協働事業と位置付づけられた事業の契約等については、次の事項に配慮することが望ましい。そのためには、現行の委託契約書に補足し、協定などの締結や協働事業用約款の採用が必要である。なお、協働事業と位置付けるには、「Wの6の(1)(11ページ)」で述べたとおり、当該事業を協働事業として実施することが真に市民にとって適切かどうかなどを、第三者委員会により判断・評価されることが前提となる。

- (1) 行政と市民活動団体等が、「市民協働の原則」(6・7ページ参照)を遵守して事業を実施するよう、協定書等に明記する。
- (2)協働事業提案制度により事業内容が行政又は市民から提案され、第三者 委員会により採択され、仕様書の大枠と協働相手が決定されることを前提 に、行政と市民活動団体等が協議の上、仕様書を作成する。
- (3)役割分担表を作成する。
- (4) 行政と市民活動団体等の協議の機会を保証する。
- (5) 事業により得られた成果(著作権等)は、協議により市民活動団体等に も帰属させることができるとするか、双方に帰属するようにする。
- (6) 協働事業の内容によっては、複数年契約を認める。 ※ 現行の予算の「債務負担行為」の制度を活用する。
- (7) 契約金額の積算根拠に、適切な間接費等を認めるようにする。
- (8) 資金余力のない市民活動団体等が協働事業に参画できるよう、前払いや 概算払いが可能な費目について、一定条件のもと前払いや概算払いを認め るようにする。
- (9) 個人情報として保護すべき情報以外は、公開を原則とする。

7 協定書方式の検討

前項で「協働事業における契約等のあり方」を提案したが、現行委託契約の下ではなお多くの課題があることから、委託契約ではなく協定を締結する 先進市が徐々に出てきている。当市でも、先進市の例を踏まえて次の事項 (例)も検討する必要がある。

- (1)協働事業と位置付けられた事業については、委託契約ではなく協定を締結する。なお、委託契約、補助等による方がより効果的な事業については、 それらの方法による。
- (2) 委託契約における仕様書に替えて、協定書と一体のものとして事業実施計画書と役割分担表を、行政と市民活動団体等が協議の上作成する。
- (3) 協定書に事業費の負担について定める。その場合、参加費収入等を含めて第三者の財源も活用できるようにする。
- (4) 協定書で、事業の実施により損害を与えた場合の費用負担は、委託者、 受託者のいずれか一方の責に帰する場合を除き、双方が協議の上定める、 などとする。

8 協働契約書の実現に向けて

- (1) 契約に関する現行の法体系が協働事業の契約になじまないことは、前述 した。そこで、地方自治体が積極的に協働事業を実施でき、協働事業の効 果が十分発揮できるようにするために、各方面から協働事業法制の整備が 望まれている。
- (2) 一方、協働事業の推進に資すると思われる具体的な「協働契約書」も提案されている。現行の法体系の中でどのような協働契約書が可能か、十分検討する必要がある。
- (3) 市民協働のさらなる推進に向けて「協働推進条例」を制定したり、現行条例を改正した場合は、契約に関してどの程度法律の空白を埋め、実質的に協働契約の実現に近づけることができるかについて検討する必要がある。

Ⅲ (仮称)小金井市市民協働支援センターのあり方等

1 (仮称)小金井市市民協働支援センターの設置

- (1) 行政施策の最上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画(平成23年度~27年度)で、優先的に整備する施設として(仮称)市民協働支援センター(以下「センター」という。)が挙げられている。
- (2) センターは、市民活動団体等から待望されている施設であり、できるだ け早期に設置することが望まれる。

2 設置の目的・理念

(1)目的

ア センターは、「新しい公共」を担う中心拠点として存在することが望まれる。

イ 設置の目的は、市民と行政、または市民と市民の出会いと活動を創出するとともに、適正なルールに沿って協働がなされるように行政と市民との間をコーディネートしたり、あらゆる支援を行い、協働そのものを推進していくことである。また、多様な市民活動を多角的にサポートし、市民がまちづくりや人づくりに積極的に関わることができる環境を、継続的に整えておくことが必要である。

(2) 理念

●集まる。~人と情報がココに

市民活動に関わる人が気軽に集うことのできる自由かっ達な場所。市民活動の情報が集まる"人と情報の集積地"となり、新たな価値創造の広場づくりを目指す。

●結ぶ。~人と想いをココで

想いや人と人とを結ぶ仕組みづくりや機能を備え、"想いと人の出会いの場"として多様な人同士が結びつき、継続的に新たな協働を生み出すことが期待される。

●支える。~人と活動をココらしく

活動する上で必要な知識や手続き、また法的サポートや金銭的なアドバイスも含めて、多様な専門スキルを兼ね備えたスタッフの配置、教育が望まれる。

●広げる。~人と波紋をココから

協働の理念をより広く、知らない人にも認知してもらうために、あら ゆる情報発信の役割を担い、人が人を呼ぶポジティブな連鎖を起こし、 活動の輪が広がることが期待される。

3 名称

- (1) 市民協働を推進する拠点であることを示すために、「市民協働」の文言を含ませることが望ましい。
- (2) 市民が主体となることを意味するためにも、「支援」という言葉は入れないことが望ましいのではないかと思われる。

4 設置場所等

- (1) 中間支援組織としてのセンターの設置場所については、以下の要点を押さえた場所を考慮することが望ましい。
 - ・市の中心部に近く、アクセスしやすい便利な場所
 - ・市民及び行政職員が交流しやすい場所
- (2)現在計画中の新庁舎など、市役所施設の中心に配置することも検討する。
- (3) いずれにしても、広く市民に利用してもらえる工夫が必要であり、バリアフリーが整いワンフロアであることが理想的である。

5 必要な機能(ソフト機能)

- (1) 相談機能
 - ア 市民活動を進める上で必要となるあらゆる相談が、気軽にできる窓口であることが必要である。資金運用面の相談、保険や労務、税務、法律問題など団体運営に必要な相談はもちろん、WEBサイトや告知ツールの作成の仕方、または市民活動をしたい、団体を設立したい、団体を紹介してほしい、ボランティアをしたい、などの幅広い相談を受け付ける市民活動の玄関機能を担う必要がある。また、行政や他団体、企業などとの協働の進め方など、様々な日常に発生する課題の相談に応じる総合的な相談窓口になることが望まれる。
 - イ 上記の相談すべてを常時センターの窓口で受けることは、困難である。 専門家による対応が必要な相談については、一定日時にセンターに出向 いてもらうシステムとする。
- (2) 協働のコーディネート機能
 - ア 市民活動団体等と行政間のコーディネート機能
 - (ア) 行政との協働を望む場合にどの部署との協働が望ましいか、またその進め方などをアドバイスしたり調整するコーディネート機能を持つことが必要である。
 - (イ)市民と行政との意見交換や情報交換の場を設けたり、お互いのニー

ズを共有する仕組みを作るなど、マッチングのみならず目線合わせの 取り組みも、協働を推進する上で大変重要であり、その機能が期待さ れる。

(ウ) 協働を進めていく上で、市民活動団体等側、行政側双方に様々な問題点や悩みが出てくることが予想される。その場合の受け皿としての役割が期待される。

イ 市民活動団体等間のコーディネート機能

- (ア)小金井市にも様々なミッションを有する市民活動団体等が存在する。 必要に応じてそれらの団体同士や市民を結び付ける機能を果たすこと が必要となる。
- (イ) 市民活動団体等のリスト化などにより、市民活動団体同士、または 市民と市民活動団体等とのマッチング、そして協働に向けてのコーディネートを行い、市民活動団体等のネットワーク化や市民との交流施 策、他の地域の団体との連携など、幅広い視野で協働の場づくりをす ることが期待される。

(3)情報収集·発信機能

ア 市民活動を活性化させ協働を推進していくためには、活動に関わっている個人や団体はもちろん、これから関わりを持つかもしれない市民一般に情報を提供するための情報収集と発信が必要となる。そして、誰でも必要な時にその情報が取得できる環境整備が必要である。

イ 町会・自治会の情報を集約し、そのネットワーク化も大きな課題である。そのため、町会・自治会との連携も視野に、情報の収集と発信を行う必要がある。(地域課題の解決に向けての取り組みには、町会・自治会を除いては語れない。)

(4) 資金調達支援

市民活動を実施する上で必要不可欠なのは活動資金の調達である。現状をみると手弁当で活動を継続させ、疲弊している団体も少なくない。団体を設立したり、持続性のある団体とするには、安定的な資金調達がなければ実現できない。そこで、民間団体の助成金や活動に賛同する市民からの寄付など資金取得面での情報提供やアドバイス、申請手続き等の支援が期待される。

(5) 市民協働の担い手等の人材発掘・養成(研修を含む)

ア センターは、"現在活動を行っている人の養成"と"これからの担い手の発掘と養成"を戦略的に取り組む必要がある。持続性のある、安定的な活動を行う上で必要なスキルを身につけることが大切であり、活動団体とともに次代を担う人材の養成が大きな課題である。

- イ そこで、活動団体の運営に必要な経営やリスクマネジメント、広報、 財務、税務など各種の専門知識や、書類や手続きのノウハウを学ぶセミ ナーや研修を実施し、人材を養成し続けることが必要となる。
- ウ また、いざ活動を始めようにも何から始めていいのか、またはどこへ 相談していいのか分からないために躊躇することも想定される。そこで、 活動入門セミナーや体験活動などを実施し、将来の担い手の想いを受け 止め、踏み出す一歩の背中押しする仕組みが必要である。

(6)調査研究・政策提案

ア 協働を推進するにあたって、地域で顕在化している社会的問題はもちろん、それに関連する広く一般的な社会情勢や社会的課題についての調査・研究も行う必要がある。それらを地域の問題としても捉え、先進的な事例などを絡めることで、市内の活動をより活性化させることにつながると考える。

イ また、そのような調査や研究を踏まえ、中間的な立場で行政への積極 的な政策提案も期待される。

6 施設・設備 (ハード機能)

(1)活動場所等の提供

ア イベントや会議等の場所の提供

市民活動をする上で現実に起こっている大きな問題は、活動場所の問題である。イベントや気軽に打ち合わせすることができるスペース、大勢でホワイトボードなどを使い議論する場所の提供が欠かせない。また、子育て世代も多いため、子ども連れでも対応できるスペース(キッズコーナーなど)があることが望ましい。

イ インキュベーションとしての場所の提供

事務所を持つことが困難であることも、現在の市民活動が抱える深刻な問題である。設立3年以内など立上げ段階で使える小スペースの提供や、インキュベーション機能も兼ね備えることも期待される。

ウ メールボックスとしての場所の提供

登録団体のアドレスや問い合わせ先が個人宅という団体も少なくない。 メールボックスやアドレスとして場所を提供し、安心して団体運営がで きる計らいも必要と考える。

(2)活動機材の提供

市民活動に使用する機材(パソコン、コピー機、印刷機など)の提供が必要である。

(3) 資料コーナーの設置

市民活動や市民協働に関連する書籍や行政資料なども備えた資料コーナーの設置が望まれる。

7 運営のあり方

多様な市民活動ニーズに応え、幅広く市民活動の支援を行うにあたっては、 次のような運営方法等が必要と考える。

(1) 開館日時

ア イベントや活動実績が多いと想定される土・日・祝日は、開館することが望ましい。

イ 開館時間は午前9時、閉館時間は午後9時または午後10時が望ましい考える。ただし、曜日によっては閉館時間を早めるなどの工夫もあってよいのではないか。

(2) 運営方式

センターの運営にあたっては、民間及び市民が主体となって運営する方式が望ましいと考える。民間の力を大いに活用し、効率的かつ創造性のある運営を期待する。市と運営主体間の契約内容には「公設民営」の役割分担が具体的に明記され、運営上の制限は一定の割合にとどめ、市民の主体的な運営が保障される内容であることが大切である。

(3) 運営体制

センターは、常勤のセンター長、スタッフのほか、ボランティアを含め て運営に当たることが望ましい。

(4) 運営委員会の設置

ア センターが機能的に運営されているかどうかを評価する運営委員会の 設置が必要である。

- イ 運営委員会は、市民が主体的に市民活動に取り組めているか、また、 運営方針や事業計画、予算やその執行が適切かどうかなど、具体的に踏 み込んで運営に関与する役割を担うことが重要である。
- ウ 運営委員会から運営状況を公開し、ガラス張りにすることにより、継続的な運営改善を促すとともに、市民からのセンターに対する信頼を確保することにつながると考える。
- エ 運営委員会は、この分野の有識者や実際に活動している市民、ボラン ティアなど多様な人材で構成することが大切である。

市民協働の推進に向けて

小金井市市民協働のあり方等検討委員会は、2年間近くにわたって検討を重ねてきた。協働という概念が新しいこともあり、また、法律的に位置付けられたものではないことから、行政側からは不安や疑問の声を聞くことも多々ある。また、市民側も、協働の解釈がそれぞれの団体に委ねられてきた経緯もあり、共通して協働に対する考え方は不十分でもあったと言える。

一方、小金井市は基本構想や基本計画等の主要計画等において、行政施策の 推進にあたり市民参加と市民協働は必ずと言ってよいほど、随所に重要な手法 として位置付けられている。

こうした背景から本委員会は、小金井市が行政施策を遂行する上での市民協働のあり方を示すとともに、市民協働を推進するための基本的制度を作り上げることを目標とした。とりわけ、今回の検討の大きな課題であった協働事業における契約等のあり方を明確に位置付けたことを含めて、協働事業提案制度の考え方や仕組み、さらには中間支援組織(市民協働支援センター)のあり方など、実践事例も踏まえながら多様な角度から検討することができた。これは、本委員会委員の熱意をはじめとして、市民懇談会における市民の声、行政職員に対するヒヤリングなどの積み重ねによるところが大きかったと言える。

それだけに、本委員会で答申した内容が一日も早く実現されることを望むところであるが、実現を図る上ではさらに綿密な検討も必要な部分も出てくると思われる。そして、確実に実現できる内容から順次進めていくことも重要である。それと同時に、答申内容の実現に向け、第三者を含めた委員会等の推進体制を早急に整備することが必要なので、付記しておきたい。

最後に、本委員会を順調に進めることができたのも、事務局に膨大な資料や情報を収集していただき、他団体の調査を含めて準備に奔走していただいたためだと思っている。ここにあらためて、コミュニティ文化課及び市民協働支援センター準備室の職員の皆様の献身的な支えに、御礼申し上げたい。

平成24年3月28日

小金井市市民協働のあり方等検討委員会 委員長 安藤 雄太

小金井市市民協働のあり方等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小金井市における市民協働及び(仮称)小金井市市民協働支援センターのあり方等について調査及び検討するため、小金井市市民協働のあり方等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問を受け、小金井市における市民協働及び(仮称)小金 井市市民協働支援センターのあり方等について調査及び検討し、市長に答申するも のとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民 3人以内
 - (2) 学識経験者 1人以内
 - (3) 特定非営利活動法人関係者 2人以内
 - (4) 特定非営利活動法人以外の市民活動団体関係者 1人以内
 - (5) 商工団体関係者 1人以内
 - (6) 町会・自治会関係者 1人以内
 - (7) 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会関係者 1人以内
- 2 委員の任期は、委嘱の日から答申の終了までの日とする。
- 3 市長は、委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(小委員会)

- 第7条 委員会に、市民協働に関する小金井市関係課実態調査小委員会(以下「実態調査小委員会」という。)及び協働事業における契約のあり方等検討小委員会(以下「契約のあり方等小委員会」という。)を置く。
- 2 実態調査小委員会は、委員 5 人以内で組織し、市民協働に関して小金井市関係課 に対し意識調査を行い、その結果を委員会に報告するものとする。
- 3 契約のあり方等小委員会は、委員5人以内で組織し、協働事業における契約のあり方等を検討し、その結果を委員会に報告するものとする。

(意見聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障が あると認められるときは、委員長が会議に諮って非公開とすることができる。

(謝礼)

第10条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、市民部コミュニティ文化課に置く。

(事務の委託)

第12条 市長は、事務局の事務の一部を公共的団体に委託することができる。 (委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長 が会議に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

小金井市市民協働のあり方等検討委員会委員名簿

任期:平成22年7月1日~平成24年3月28日

職名	氏 名	選出区分	小委員会、起草委員会
委員長	安藤雄太	学識経験者 (要綱第4条第2号)	協働事業における契約のあり方等検討小委員会委員長 小金井市市民協働のあり方等起草委員会委員長
副委員長	川合彰	特定非営利活動法人関係者 (要綱第4条第3号)	市民協働に関する小金井市実態調査小委員会委員協働事業における契約のあり方等検討小委員会委員小金井市市民協働のあり方等起草委員会委員
委員	白 井 亨	公募による市民 (要綱第4条第1号)	市民協働に関する小金井市実態調査小委員会委員小金井市市民協働のあり方等起草委員会委員
委員	千 葉 恵	公募による市民 (要綱第4条第1号)	
委員	吉 田 孝	公募による市民 (要綱第4条第1号)	協働事業における契約のあり方等検討小委員会委員
委員	堀井廣子	特定非営利活動法人関係者 (要綱第4条第3号)	協働事業における契約のあり方等検討小委員会委員
委員	玉 山 京 子	特定非営利活動法人以外の 市民活動団体関係者 (要綱第4条第4号)	市民協働に関する小金井市実態調査小委員会委員小金井市市民協働のあり方等起草委員会委員
委員	今 井 啓一郎	商工団体関係者 (要綱第4条第5号)	市民協働に関する小金井市実態調査小委員会委員
委員	飯 野 恭 子	町会・自治会関係者 (要綱第4条第6号)	
委員	山路憲夫	社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会関係者 (要綱第4条第7号)	市民協働に関する小金井市実態調査小委員会委員長協働事業における契約のあり方等検討小委員会委員小金井市市民協働のあり方等起草委員会委員



小市コ発第31号 平成22年7月1日

小金井市市民協働のあり方等検討委員会 様

小金井市長 稲 葉 孝



小金井市における市民協働及び(仮称)小金井市市民協働支援センターのあり方等について(諮問)

少子高齢化、情報化社会の進展、経済の長期低迷など、近年、わが国の社会経済環境は大きく変化しています。また、市民の価値観は多様化しており、限られた財源のもとで、従来の手法による行政サービスでは、市民のニーズを十分に満たすことが困難な状況になっているとともに、地域課題に自主的に取り組む市民活動団体等の活動が活発化し、地域において重要な役割を果たすようになっています。

このような中で、市民と市が協働により、相互理解のもとに連携・協力して地域の様々な課題の解決に向けて取り組むことが不可欠です。

つきましては、下記事項について、貴委員会のご見解を示していただきたく諮問します。

記

- 1 小金井市における市民協働のあり方等について
 - (1) 市民協働の意義
 - (2) 市民協働を推進するためのルールと仕組み
 - (3) その他小金井市における市民協働のあり方等に関すること
- 2 (仮称) 小金井市市民協働支援センターのあり方等について
 - (1) 機能
 - (2) 運営方法等
 - (3) その他(仮称)小金井市市民協働支援センターのあり方等に関すること

小金井市市民協働のあり方等検討委員会等の開催状況

開催日	会議等の名称	主な議題
平成22年7月1日	第1回小金井市市民協働のあり方等検討委員会	・委員委嘱、委員長・副委員長の選任 ・諮問について ・委員会の日程・進め方について ・市民協働に関する小金井市実態調査小委員会委員の選出 ・市民協働に関する小金井市実態調査(案)について
平成22年7月1日	第1回市民協働に関する小金井市関係課実態調査小委員会	・市民協働に関する小金井市実態調査小委員会委員長の選任 ・小委員会の日程について
平成22年7月23日	第2回市民協働に関する小金井市関係課実態調査小委員会	・市民協働に関する小金井市実態調査の小委員会(案)について
平成22年8月11日	第2回小金井市市民協働のあり方等検討委員会	・市民参加条例、第4次基本構想・前期基本計画(案)、第 3次行財政改革大綱、協働推進基本指針等について
平成22年10月6日	第3回市民協働に関する小金井市関係課実態調査小委員会	・市民協働に関する小金井市実態調査結果について ・ヒアリング対象課の選定・内容について
平成22年10月20日	第4回市民協働に関する小金井市関係課実態調査小委員会	・ヒアリング(コミュニティ文化課、環境政策課、地域福祉課)
平成22年10月27日	第5回市民協働に関する小金井市関係課実態調査小委員会	・ヒアリング(経済課、情報システム課、広報秘書課)
平成22年11月5日	第6回市民協働に関する小金井市関係課実態調査小委員会	・ヒアリング(障害福祉課、介護福祉課、健康課)
平成22年11月12日	第7回市民協働に関する小金井市関係課実態調査小委員会	・ヒアリング(子育て支援課、児童青少年課、まちづくり推進課)
平成22年11月19日	第8回市民協働に関する小金井市関係課実態調査小委員会	・ヒアリング(生涯学習課、スポーツ振興担当、企画政策課)
平成22年11月26日	第9回市民協働に関する小金井市関係課実態調査小委員会	・市民協働に関する小金井市実態調査結果報告書の内容及び 活用方法について
平成22年12月27日	第10回市民協働に関する小金井市関係課実態調査小委員会	・市民協働に関する小金井市実態調査結果報告書の内容及び 活用方法について
平成23年1月14日	第11回市民協働に関する小金井市関係課実態調査小委員会	・市民協働に関する小金井市実態調査報告書(案)について
平成23年1月21日	第3回小金井市市民協働のあり方等検討委員会	・市民協働に関する小金井市実態調査報告書(案)について ・検討委員会の今後の課題(検討事項)及び進め方等につい て
平成23年3月2日	第4回小金井市市民協働のあり方等検討委員会	・協働の定義・意義・原則について
平成23年4月22日	第5回小金井市市民協働のあり方等検討委員会	・協働の定義・意義・原則について ・協働を推進するための仕組みについて
平成23年5月25日	第6回小金井市市民協働のあり方等検討委員会	・協働を推進するための仕組みについて ・協働事業を推進するための方策について ・市民活動団体を育成するための方策について ・協働を推進するための環境整備について
平成23年6月29日	第7回小金井市市民協働のあり方等検討委員会	・市民活動団体等の活動を充実させるための方策について ・協働を推進するための環境整備について ・ (仮称)協働事業における契約のあり方等検討小委員会の 設置について
平成23年7月20日	第8回小金井市市民協働のあり方等検討委員会	・協働事業における契約のあり方等検討小委員会委員の選出 ・ (仮称) 小金井市市民協働支援センターのあり方等につい て
平成23年7月20日	第1回協働事業における契約のあり方等検討小委員会	・協働事業における契約のあり方等検討小委員会委員長の選任 ・小委員会の日程について ・参考人の招致について
平成23年7月28日	第2回協働事業における契約のあり方等検討小委員会	・協働事業における委託契約について ・現行の契約方法について
平成23年8月8日	第3回協働事業における契約のあり方等検討小委員会	・協働事業における委託契約について
平成23年8月26日	先進市センター視察	・三鷹市市民協働センター ・調布市市民プラザあくろす市民活動支援センター

開催日	会議等の名称	主な議題
平成23年9月2日	第4回協働事業における契約のあり方等検討小委員会	・協働事業の認定について ・協働契約書について
平成23年9月22日	第5回協働事業における契約のあり方等検討小委員会	・協働事業における契約のあり方等について ・協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書 (たたき台) について
平成23年9月27日	第9回小金井市市民協働のあり方等検討委員会	・協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書(案)について ・ (仮称)小金井市市民協働支援センターのあり方等について ・ 小金井NPO法人連絡会からの意見について ・ 小金井市市民協働のあり方等起草委員会委員の選出 ・ 市民懇談会について
平成23年9月27日	第1回小金井市市民協働のあり方等起草委員会	・小金井市市民協働のあり方等起草委員会委員長の選任
平成23年10月24日	第2回小金井市市民協働のあり方等起草委員会	・起草(方針、項目、起草文)について ・市民懇談会について
平成23年11月17日	第3回小金井市市民協働のあり方等起草委員会	・起草(項目、項目に対する追加意見)について ・市民懇談会について
平成23年11月27日	第1回市民懇談会	・市民協働のあり方等について
平成23年12月6日	第4回小金井市市民協働のあり方等起草委員会	・第1回市民懇談会の報告 ・起草について
平成23年12月27日	第5回小金井市市民協働のあり方等起草委員会	・起草について
平成24年1月16日	第6回小金井市市民協働のあり方等起草委員会	・起草について・答申書の添付資料について
平成24年1月26日	第2回市民懇談会	・市民協働のあり方等について
平成24年2月23日	第10回小金井市市民協働のあり方等検討委員会	・協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書(案)について ・第2回市民懇談会について ・答申書(案)について ・答申書の添付資料について ・「市と市民団体との協働推進にむけた提案」(小金井NPO法 人連絡会)の修正について
平成24年3月28日	第11回小金井市市民協働のあり方等検討委員会	・答申について・市長に答申・市長と懇談

答 申 書

「小金井市における市民協働及び(仮称)小金井 市市民協働支援センターのあり方等について」 ~市民協働の推進に向けて~

> 平成24年3月 小金井市市民協働のあり方等検討委員会

事務局 小金井市市民部コミュニティ文化課 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会 (小金井市市民協働支援センター準備室)